

TPPと知的財産権侵害における損害賠償制度
—法定損害賠償・追加的損害賠償をめぐる検討を中心に—

米国著作権法・商標法(Lanham Act)における
法定損害賠償・追加的損害賠償制度の概要

2015.12.6

慶應義塾大学大学院法務研究科

奥邨 弘司

著作権法

【損害賠償制度の俯瞰】 504条

- (b) 「著作権者の現実の損害額＋侵害者の利益の額」の賠償
(actual damages) (profits)
- (c) 法定損害額 (statutory damages) の賠償
- (d) 110条(5)項の場合の追加的損害賠償 (additional damages)

・現行(連邦)著作権法に基づき懲罰的損害賠償は不可

⇒ 懲罰的損害賠償 (punitive damages) は州法上の制度

⇒ 現行著作権法は、州法に専占 (preemption)

【「現実の損害額＋利益の額」による賠償】

① 現実の損害額による賠償

趣旨： 著作権者が被った損害を填補 (compensate)

計算： 売上げの減少、合理的な使用料、市場価値などを用いて計算

② 利益の額による賠償

趣旨： 侵害者が不法な行為から不当に利益を受けることを防止

・ ① or ②ではなくて、① and ②が可能

⇒ 2重取りにならないように、②は①で考慮されなかった額に限る

【法定損害額による賠償】

- ▶ 「現実の損害額＋利益の額」による賠償と選択的
 - ⇒ 終局的判決まで、著作権者が選択可能
 - ⇒ 選択後は変更不可

- ▶ $\$750 \leq \text{法定損害額} \leq \$30,000$
 - ⇒ 裁判所が相当とする金額（広範な裁量）
 - ⇒ 現実損害や利益がなくても下限は認められる
 - * 現実損害や利益の額は、法定損害額計算時の考慮要素
 - ⇒ (1訴訟における)被侵害著作物1つ当たりの金額
 - 例： 絵画を1000枚複製 → 1000倍しない
 - * 侵害行為数は法定損害額計算時の考慮要素
 - * 旧法では、複製物や侵害行為の数を掛けていた

【法定損害額による賠償】

▶ 故意 (willful) 侵害の場合

$$\$750 \leq \text{法定損害額} \leq \$150,000$$

▶ 善意 (innocent) 侵害の場合

$$\$200 \leq \text{法定損害額} \leq \$30,000$$

⇒ 非営利教育機関の職員による業務上の善意侵害については、法定損害額賠償を免除

▶ 著作物の登録が法定損害額賠償の条件

- ⇒ 登録前の侵害には法定損害額賠償は認められない
- ⇒ 発行後3ヶ月以内に登録すると、発行から登録までの侵害についても法定損害額賠償が認められる
- ⇒ 外国を本国とする著作物の場合も同じ

【法定損害額による賠償】

▶ 歴史

- ⇒ 州著作権法には法定損害額賠償制度を有したもののも
- ⇒ 最初の連邦著作権法に既に制度存在
 - * 半額は国庫に納入 ← 罰金的な要素？

▶ 制度趣旨〔改正作業に関する著作権局報告書〕

- ① 現実の損害額は推測的なものとなる
- ② 現実の損害額＝ロイヤリティの減少だとすると、侵害行為の抑止につながらない
 - * 侵害行為の抑止 ≠ 侵害行為の懲罰
 - * 旧法は「填補であって罰ではない」と明記
- ③ しばしば、現実の損害額 < 訴訟遂行コスト
- ④ 被告の利益の額が小さいと賠償額には不十分

【法定損害額による賠償】

▶ 問題点

損害額は被侵害著作物毎に算定

- ① 1つの著作物を多数回侵害しても、法定損害額の上限
下限は変わらない（旧法は侵害行為毎に算定）

⇒1つの著作物とは？

「編集著作物や派生的著作物の部分は、1つの著作物を構成する」と規定されている

- ② 1回ずつの侵害でも、多数の著作物を侵害すると、法定損害額が比例的に大きくなる

⇒果たして妥当か？（P2Pファイル・シェアリング事件）

参考：懲罰的損害賠償と憲法の適正手続き条項の関係

【法定損害額による賠償】

例： Thomas事件 692 F.3d 899 (8th Cir. 2012)

P2Pユーザをレコード会社が提訴・・・法定損害額の賠償請求

トライアル⇒ $\$9,250 \times 24 \text{曲} = \$222,000$

↓ 送信可能化についての説示の誤り

2回目⇒ $\$80,000 \times 24 \text{曲} = \$1,920,000$

↓ コモンローに基づき判事が減額

減額 ⇒ $\$2,250 \times 24 \text{曲} = \$54,000$

↓ 両当事者が受け入れ拒否

3回目⇒ $\$62,500 \times 24 \text{曲} = \$1,500,000$

↓ 合憲ぎりぎり(3倍)まで減額

減額 ⇒ $\$2,250 \times 24 \text{曲} = \$54,000$

↓ 控訴

控訴裁⇒ $\$9,250 \times 24 \text{曲} = \$222,000$

最初のトライアルで示された金額で合憲

【110条(5)項の場合の追加的損害賠償】

▶ 110条(5)項の権利制限規定の場合に限定

(放送の伝達権に関する権利制限規定)

被告が、上記権利制限規定の適用を主張



裁判所が、被告には、同権利制限規定の適用を信じるにたる正当な理由がないのに適用を主張したと判断



通常 of 損害額 + 直近3年以内に著作権者に支払うべきであった使用料の2倍の金額

【参考】

- ▶ カナダ著作権法
 - … 米国類似の法定損害額賠償制度
- ▶ オーストラリア・ニュージーランド著作権法
 - … 追加的損害賠償制度

商標法 (Lanham Act)

【登録商標侵害に関する金銭的救済制度】 35条(a)項

- ① 被告の利益の額 ⇒ 裁量で増減可能
+
- ② 原告の被った損害額 ⇒ 事実関係を考慮して3倍まで増額可能
+
- ③ 訴訟費用
+
- ④ (例外的な場合) 合理的な弁護士報酬

条件として

⇒ 29条 ((R)マーク貼付 or 登録についての現実の認識)

⇒ 32条 (混同(confusion)の発生など)

「填補としてであって罰(penalty)としてではない」と規定

【模造商標の場合の必要的3倍賠償】 35条(b)項

- ① 商品または役務の販売、販売の申し出、譲渡に関して
- ② 模造商標であることを知った上で
- ③ それを意図的に商業上使用すること
- (④混同等のおそれを生じたこと)

以上を満足する場合、特段の事情が無い限り、[利益の額の3倍 or 損害の額の3倍]のいずれか大きい方を賠償額とする

模造商標 (counterfeit mark)

- ・被告が販売している商品を指定商品として主登録簿に登録されている商標の模造であること
- ・登録商標が現に使用されていること
- ・問題の商品の製造時に、当該商標に関する権利保有者から、当該商品への使用について許諾を得ていないこと

【模造商標の場合の法定損害額の賠償】 35条(c)項

- ▶ 模造商標の場合
- ▶ 「現実の損害額＋利益の額」による賠償と選択的
 - ⇒ 終局的判決まで、権利者が選択可能
- ▶ $\$1,000 \leq \text{法定損害額} \leq \$200,000$
 - ⇒ 具体的には裁判所が相当とする金額（広範な裁量）
 - ⇒ 商品の種類毎に模造商標単位で
 - ⇒ 故意 (willful) 侵害の場合
 - $\$1,000 \leq \text{法定損害額} \leq \$2,000,000$

【懲罰的損害賠償】

- ▶ Lanham法上は懲罰的損害賠償は認められない
- ▶ 州法上、認められる余地がある

【まとめ】

- ・ 現実の損害額による賠償に加えて、被告の利益の額を賠償させる制度が原則
 - ・ 賠償額を増額する制度の背景には、「現実損害＋利益」の賠償では…
 - 権利者にとって不十分
 - 侵害抑止効果が小さい
 - 現実損害の額の算定が難しい
- ただし、目的において懲罰を指向するものではないとされる
- ・ 具体的な額については裁判所に広範な裁量
 - ・ 法定損害額による賠償についても、額によっては違憲になるとの議論あり

[参考文献]

Nimmer on Copyright § 14.04

Patry on Copyright § 22:151 – § 22:208.50

Goldstein on Copyright § 14.1; § 14.2

Gilson on Trademarks § 14.03

McCarthy on Trademarks and Unfair Competition § 30:88 - § 30:97

白 佳宜「アメリカ著作権法における法定損害賠償制度」青山ローフォーラム 1巻1号(2012)39頁以降

山本隆司「アメリカ著作権法」CRIC Webサイト